2024年1月号



社会保険労務士

WAVE事務所便り

連絡先: 〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302 電 話: 0575-24-3757 FAX: 0575-24-3757

e-mail: hata50911@gmail.com

親子関係や婚姻関係等を 確認する行政手続で戸籍 謄抄本が不要に

◆改正戸籍法施行で利便性 アップ

令和元年成立の改正戸籍 法には、本籍地の市区町村で なければ戸籍謄本を取得で きない等の不便を解消する ための新システム構築等が 盛り込まれていましたが、い よいよ新システムが完成し、 令和6年3月から次の3点 が変わります。

〇行政手続における戸籍 謄抄本の添付省略が可能に

○戸籍の届出における戸 籍謄抄本の添付省略が可能 に

〇本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

詳細は以下の通りです。

◆行政手続における戸籍謄 抄本の添付省略が可能に

例えば健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認といった、親子関係や婚姻関係等を確認する手続きでマイナンバーを利用することとなり、戸

籍謄抄本の添付省略が可能に なります。

◆戸籍の届出における戸籍 謄抄本の添付省略が可能に

婚姻届や養子縁組届など 様々な戸籍の届出の際に、戸 籍謄抄本の提出が不要になり ます。

さらに、戸籍の届書が提出 後電子化されることで、すぐ に新しい戸籍謄抄本が発行で きるようになります。

◆本籍地以外での戸籍謄本 発行が可能に

住んでいる市区町村や勤務 先の最寄りの市区町村の役場 の窓口で、自身の戸籍のほか、 配偶者、父母、祖父母、子の 戸籍の謄本も取得可能になり ます。

さらに、オンラインで行政 手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに「戸籍電子証明書」が発行される ようになります。パスポートの発給申請時にこの証明書を 行政機関に提示することで戸籍証明書等の添付が不要となる予定で、今後、他の手続き にも拡大される見通しです。 【法務省「戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)」】 https://www.moj.go.jp/MINJI/mi nji04_00082.html

国家公務員の男性育休取 得率が初の7割に

◆令和4年度の国家公務員 の男性育休取得状況

人事院は、仕事と家庭の両 立支援のための制度等の検 討に資するため、令和4年度 における一般職の国家実態における一般職の取得と 長の育児休業等の取得と、 で、で、 で、 で、 で、ました。 で、またのは、 なった。 とな、っています。

◆取得期間は「2週間以上 1月以下」が約5割で最多

同調査によれば、取得期間 としては、男性では「2週間 以上1月以下」が 48.6%で 最も多く、「1月超3月以下」 (22.5%)、「3月超6月以 下」(9.2%)が続いています。 なお、女性では「9月超12月 以下」が31.2%で最も多く、 次いで「12月超24月以下」

(30.3%) となっています。

◆くるみんの認定基準も厳 しく

政府は2030年度までに、 民間を含む男性育休の取得率を85%まで引き上げる目標を掲げています。「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定をする「くるみん」についても、2024年以降に、男性育休取得率の基準が10%から30%に引き上げられる方針です。

育児・介護休業法改正後、 男性育休の取得促進について も広く知られるところとなっ てきました。男性の育休取得 の促進は、企業にとっても人 材確保や両立支援の面から無 視できない課題です。今後よ り一層の取組みを検討してい きたいところです。

【人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和4年度)の結果について」】

https://www.jinji.go.jp/kisya/231 1/ikukyuR5syousai.pdf

1月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10H

- 源泉徴収税額(※)・住民 税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行] ※ただし、6ヶ月ごとの
 - ※ただし、6ヶ月ごとの 納付の特例を受けている 場合には、令和5年7月 から12月までの徴収分 を1月22日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31⊟

- 法定調書<源泉徴収票・ 報酬等支払調書・同合計 表>の提出「税務署]
- 給与支払報告書の提出1月1日現在のもの>「市区町村」
- 固定資産税の償却資産に 関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町 村民税の納付<第4期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 〈休業4日未満、10月~ 12月分〉[労働基準監督 署]
- ② 健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告 書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第 3期分>

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者で ない場合) <雇入れ・離職 の翌月末日> [公共職業 安定所]
- 固定資産税に係る住宅用 地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書の提出[給 与の支払者(所轄税務 署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

★当事務所よりひと言★

新年あけましておめでとう ございます。

皆様におかれましては新春 を清々しい気持ちでお迎えの こととお慶び申し上げます。昨 年は多くのお力添えいただき 誠にありがとうございました。

今年は新事業展開や更なる サービスの向上に対して所員 一同努めて参ります。皆様のよ り一層のご支援を賜りますよ う心よりお願い申し上げます。

令和六年 元旦